認証紛争解決事業者の名称　新潟県社会保険労務士会
変更前の住所　新潟市中央区川岸町一丁目四十八番地八
変更後の住所　新潟市中央区東大通二丁目三番二十六号
変更年月日　平成二十二年九月一日

○法務省告示第五百四十三号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年十月二十七日　法務大臣　柳田　稔

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が横浜地方法務局湘南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局平塚出張所	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局市川支局	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（宇都宮地方法務局佐野出張所の管轄に属する事務に限る。）が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宇都宮地方法務局足利支局	平成二十二年十一月一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が大阪法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大阪法務局守口出張所	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が和歌山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の和歌山地方法務局御坊支局	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の津地方法務局桑名支局	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が岐阜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の岐阜地方法務局多治見支局及び中津川支局	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が福井地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福井地方法務局敦賀支局	平成二十二年十一月八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が広島法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の広島法務局竹原支局、福山支局及び海田出張所	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が松江地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松江地方法務局雲南支局	平成二十二年十一月八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局久留米支局	平成二十二年十一月八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が長崎地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の長崎地方法務局島原支局及び壱岐支局	平成二十二年十一月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が那覇地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の那覇地方法務局宮古島支局	平成二十二年十一月八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務が秋田地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局本荘支局及び湯沢支局	平成二十二年十一月二十九日

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十七日から施行する。

○法務省告示第五百四十四号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。

平成二十二年十月二十七日　法務大臣　柳田　稔

登記所	事　務	指定の効力が生ずる日
釧路地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十一月十五日